

「危険物施設の長期使用に係る調査検討会」開催要綱

(目的)

第1条 国土強靱化基本計画（平成26年6月閣議決定）において、今後インフラが一斉に老朽化することを踏まえ、国民の安全・安心を確保し、中長期的なトータルコストの縮減、平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施することが求められている。

このような状況の中、近年、危険物施設においても事故が増加し、施設や設備の長期使用による危険物の大量流出や浮き屋根の沈降等が発生していることから、施設や設備の長期使用の実態や診断技術等を調査するとともに、点検のあり方や施設の長寿命化のための補修・補強方法等について検討を行うことを目的として、危険物施設の長期使用に係る調査検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(調査検討事項)

第2条 検討会は次の事項について調査検討を行う。

- (1) 施設や設備の長期使用の実態及び事故発生に関する事項
- (2) 腐食・疲労等の診断技術、モニタリング技術に関する事項
- (3) 長期使用を踏まえた施設類型毎の点検のあり方に関する事項
- (4) 施設の長寿命化のための補修・補強方法に関する事項
- (5) 施設の長期使用を前提とした技術基準のあり方に関する事項
- (6) その他、必要な事項

(組織)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる調査検討事項の内容に応じて、消防庁予防課危険物保安室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故があるときは、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成32年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁予防課危険物保安室において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

2 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成29年8月31日から実施する。